

東日本大震災におけるライフラインデータ利活用協議会  
利用申請審査規程

(趣旨)

第1条 本規程は、東日本大震災におけるライフラインデータ利活用協議会（以下「協議会」という。）規約第9条の規定に基づき、利用申請審査のために審査会の設置とそれに関して必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 審査会は、東北地方太平洋沖地震ならびにその後の津波、余震等によるライフライン施設の被害と災害対応（応急対応から復旧・復興対応までをいう。）に関連する地理空間情報データを利用しようとする者からの申請及び地図を管理するシステムの利用について審議するものとする。

(組織)

第3条 審査会の委員は協議会会員で構成される。

(審査会)

第4条 審査会の委員長は、審査会を代表し、審査会において議長を務める。

2 審査会は、委員又は委員から委任を受けた者の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数の同意によってこれを決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、書面又は電子メールにより委員の意見を聴き若しくは表決を得ることにより、審議会の開催に代えることができる。

(データ利用)

第5条 協議会が保有するデータを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、審査会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けようとする者は、公益社団法人日本地震工学会の正会員とする。

3 前項の規定により承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に利用を必要とする事由を記載した書類を添付し、これを協議会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者についての情報
- (2) 利用申請する対象データ
- (3) 利用の目的

4 審査会は、前項の申請書が提出された場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、利用者にその旨を通知するものとする。

5 前項の場合において、協議会の業務遂行上必要があるときは、当該承認に条件を付することができる。

(利用申請の原則)

第6条 利用者は申請に当たって、次の各号に記載された事項を承認しなければならない。

- (1) 利用目的の原則 東日本大震災の被害の分析、災害対応に関わる教訓の抽出及び将来の防災に資するための知見の発見を目的とすること。
- (2) 審査の原則 データの利用承認については、審査会が行うこと。
- (3) 許可制の原則 データの利用許可は、申請者本人のみに与えられるとともに、データを他人に譲渡することは固く禁止すること。
- (4) 成果共有の原則 1 利用者は、データを利用して得られた研究成果を、公益社団法人日本地震工学会の東日本大震災によるライフライン被害データベース検討委員会が開催するシンポジウム等で発表すること。
- (5) 成果共有の原則 2 データを利用して論文や書籍を公刊し、又は口頭で発表を行う場合など研究成果を発表する際には必ず、東日本大震災ライフラインデータ利活用協議会のデータを利用したことを明記するとともに、協議会に公開内容について報告すること。

(6) 個人情報に対する配慮の原則 成果の公開については、個人が特定されるあらゆる可能性を排除することを申請者の責任で行うこと。

第7条 この規定に定めるもののほか、デジタルデータの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月20日から実施する。